

被災写真救済活動に関する論文のレビュー (2) : 2014年から2020年まで

溝口 佑爾

Review Articles: Photograph-Relief Activities Vol. 2: From 2014 to 2020

Yuji MIZOGUCHI

Abstract

More and more articles and books cite photograph-relief activities as records of the Great East Japan Earthquake. However, there is little documentation of basic research on these activities. This paper attempts to review inclusive academic articles on and semi-academic sources of these activities to determine the new horizons opened up by the subject in academic fields. Vol. 2 covers articles from 2014 to March 2020.

Keywords: Photograph-relief activities, Great East Japan Earthquake, Damaged Photographs, Washing Photographs, Volunteering activities

抄 録

被災写真救済活動が東日本大震災に関する記録として参照されることが増えてきた一方で、関連する研究同士の参照は積極的に行われてはこなかった。本研究は被災写真救済活動に関する包括的なレビューを行うことで、学術の分野において被災写真を題材として切り開かれた地平を見極め、以降の研究の出発点を定めるためのものである。Vol. 2では2014年から2020年3月までに発行された論文について取り扱う。

キーワード：被災写真救済活動、東日本大震災、被災写真、写真洗浄、ボランティア

1. はじめに

2020年は映画「浅田家！」の公開および『アルバムのチカラ 増補版』（藤本・浅田 2020）の発売と、被災写真救済活動を題材とした作品が東日本大震災から10年を前に散見される1年であった。その一方で、気仙沼市が被災写真の返却を2021年2月で終了するとの報道もなされており¹⁾、被災写真救済活動を長期的に続けてきた活動の中心とも言える地域での

1) 2020年11月14日 朝日新聞「震災拾得物の返却 来年2月いっぱい終了 気仙沼市」<https://www.asahi.com/>

返却終了宣言が地域をまたいで影響を与えている。とはいえ、気仙沼市で回収された被災写真の一部は同市のリアス・アーク美術館にて保管されるようであり、その意味では映画や書籍と同様に、被災写真救済活動が現在進行形の支援から震災の記録へとその存在意義を変えつつあることを、この出来事は象徴しているのかもしれない。

本稿では、被災写真救済活動に関する論文の包括的なレビューを行う。被災写真救済活動とは、2011年3月に発生した東日本大震災の津波被害によって持ち主不明となった写真（以下「被災写真」）を元の持ち主に返却するために行われる活動の総称である。被災写真の洗浄や返却を行うことが主であるが、地区によってはデジタル化を行うこともある。被災写真救済活動に携わる（あるいは携わった）団体は、基本的には津波被害にあった行政区ごとに存在する²⁾。また、現地活動を行う団体（以下「現地団体」）の他に、被災地以外の地域で被災写真の洗浄あるいはデジタル化を担う団体（以下「遠隔地団体」）も存在する。現地団体から被災写真を引き受ける遠隔地団体は、団体ごとに（あるいは現地団体の指示ごとに）作業内容が大きく異なり、洗浄作業のほか、新しいアルバムの作成、デジタル化、場合によってはデジタルデータを元にした画像修復を行うこともある。多様な広がりを見せた被災写真救済活動に関連する研究はそれぞれの専門分野で行われてきたものの、研究間の相互参照は積極的に行われてはこなかった。本稿では分野横断的に集めた研究群のレビューを通じて、被災写真救済活動という研究対象が切り開いた地平を見定め、新たな視座を獲得するための足がかりを作ることを試みる。

溝口（2020）に引き続き、本稿では2014年から2020年3月までに刊行された被災写真救済活動に関する論文および資料を対象としたレビューを行う。溝口（2020）では2013年までの研究群を分析対象とし、初期の研究では専門家がそれぞれの視点で切り出す専門知と現場での実践知との乖離が見られることを確認した。発災後数年間の研究は扱う事例が被災写真救済活動のごく一部に限定されており、事例選択にバイアスがかからざるをえない環境が存在することを考慮して読み解く必要がある。その一方で、非専門家たるボランティアのマネジメントや時間・場所拘束的な課題の解決など、研究領域とは異なる水準の〈専門性〉が必要とされる。本稿では被災写真救済活動に関する研究の切り口が多様化する2014年以降の研究群を対象として、双発的な論点の抽出を検討する。

articles/ASNCF75H1NCDUNHB006.html (2021年1月10日取得)

2) 例外として、津波被害が大きかった地域の中にも被災写真救済活動が発生しなかった地区（宮城県塩竈市など）が存在する。1つの行政区に2つ以上の被災写真救済活動が発生した地域（関上地区と北釜地区に分かれていた宮城県名取市など）も存在した。

2. 分析方法

本稿では、被災写真救済活動に関連する論文のうち2014年から2020年3月までに発行されたものを包括的に収集し、レビュー対象とした。2013年までの論文をレビュー対象とした溝口(2020)と同様に、社会学文献データベース、J-STAGE、google scholarにて「東日本大震災」「写真」と検索した中から該当する論文を選び、さらにそれらの論文と参照関係にある論文を抽出した。対象とする論文は発行年順に並べている。現時点では被災写真救済活動に関する論文はそれほど膨大ではないため、スクリーニング作業は行っていない。

また、本稿では被災写真救済活動に関わるエッセイ、および被災写真救済活動に関するマニュアルを収めた書籍もレビューの対象に含めることとした(Bachen 2014; 総務省 2014; RD3 プロジェクト)。これらは論文ではないものの、研究者および専門家が著した(あるいは関わった)ものであること、また被災写真救済活動に関わる資料として後に参照されるであろうことからレビューの対象に含める意義があると判断したためである。小節ごとに各論文の概要について述べ、比較可能な他のデータや、他論文との比較ができる場合にはその旨の指摘を行う。

3. 論文のレビュー

3-1. Reverie: Lost and Found (Batchen 2014)

被災写真の展示を行う LOST&FOUND PROJECT の代表である写真家 高橋宗正による活動記録『写真、津波、それから』に写真史家のジェフェリー・バッチェンが「Reverie: Lost and Found」と題したエッセイを寄せている。この短いエッセイは様々な示唆を与えてくれるが、ひとまずは被災写真救済活動を写真史の文脈と接続した点が注目に値すると言えよう。

このエッセイの含意を汲み取るためには、バッチェンがミシェル・フーコーの議論を参照しながら写真史に孕む西洋近代的なイデオロギーを解体してきた人物であることを念頭に置く必要があるだろう。バッチェンは2008年の論文「スナップ写真—美術史と民族誌的転回」(Bachen 2008)にて、芸術史を模範としている通常の写真史、それゆえに芸術的に優れているとみなされる写真を優先的に扱うそれまでの写真史の中に「スナップ写真 snapshot」を位置づけた。スナップ写真とは小型のカメラを用いて被写体を演出することなく瞬間的に撮影した写真のことであるが、ここでは写真に関する特別な技術を持たな

い一般人が安価なカメラを用いて、旅行先で見た風景、家族や近い人々の様子を撮影した写真のことを指している³⁾。それまでの写真史において無視に近い扱いをされてきたスナップ写真は、バッチェンの手によって1つの分野として確立することになる。

バッチェンは本エッセイの中で、宮城県山元町で回収された被災写真を題材として、2つの疑問に答えようとしている。1つは「写真が朽ち果てた時に失われる、とはどのようなことなのか」であり、もう1つは写真が朽ち果てた「その時にみえてくるものとは」何であるのかである (Batchen 2014: 141)。本エッセイではそれらの疑問に応じる形で、スナップショットとは撮影された対象の存在の痕跡を残す行為であると同時にその行為自体がある種の小さな死刑宣告でもあり、いつか来る終わりを予言するものでもあるとする、彼一流の議論がひとまずは繰り返されている。バッチェンによれば、写真を撮ることは過ぎ去った時間の存在の証明であるだけではなく、時間が過ぎ去ることが避けられないことの証明でもあるのだ。

しかし、バッチェンは彼の持論に引き寄せつつも、LOST&FOUND PROJECT展に特化した議論も展開している。バッチェンによればLOST&FOUND PROJECT展は写真自体の死刑宣告としては類を見ない神秘的な美しさを獲得している。これらの写真は、死や苦しみ、喪失と破壊について物語っている一方で、生への肯定、そしてそれら自身が引き受けた運命すらも乗り越える可能性を示唆する (Batchen 2014: 143)。欠損し無理矢理「抽象画」にされてしまった平凡なスナップショットが「罪悪感を伴う」美しさを実現する要因は、写真を個別のイメージではなくインスタレーションとし、全体を眺めるような仕掛けに求められる (Batchen 2014: 142)。曰く、こうして壁一面に張り出された被災写真を前に人々は「これは私にも起こりうることなのだ。私たち全てに。⁴⁾」と眩くにいたるのだ(たとえそれが心の中だけであったにしても)。

実際、世界30カ国余りを巡回したLOST&FOUND PROJECT展の反応は驚くほど似通ったものであった。自分たちと変わらない人々が突如として悲劇に見舞われたことへの想起を促すLOST&FOUND PROJECT展は、プライベートかつローカルな内容を指し示す写真によって構成されているにもかかわらず、いわば等身大の被災を、東日本大震災を経験していない人々に、国・言語を超え、グローバルに伝える役割を果たしている。バッチ

3) 日本の写真界では、早撮りした写真、特に被写体に気づかれずに撮影した写真(欧米で言う candid photo)をスナップ写真と呼ぶことがある。しかし、バッチェンの論文およびエッセイではスナップ写真という言葉をそのような意味で使用されていないことに注意されたい。

4) 原文は英語の諺を用いて“there, but for the grace of God, go I.”と表現されている。

エンは、損傷したプライベートな写真自体が集散的に放つメッセージに、公共性の萌芽を読み取っているとも言える。

3-2. 「思い出」をつなぐネットワーク：日本社会情報学会・災害情報支援チームの挑戦 (柴田・吉田・服部・松本 2014)

宮城県山元町の被災写真救済活動において、その立ち上げに携わった研究者による2011年度に限定した活動実践の記録である。学術書として刊行されているが、評価されるべきはむしろ記録の豊富さであろう。被災写真救済活動に関して現時点で発行された論文、あるいは研究者の手で刊行されている書籍の中でも随一の詳細さを誇る。活動の立ち上げから写真救済活動の始動に支援ネットワークの形成、洗浄・デジタル化活動の確立、ITを用いた写真返却の仕組み構築。詳しい記録の中に、災害に直面した際のノウハウが詰まっている。

一方で、本書の随所にボランティア迷惑論が散りばめられている事は読者を戸惑わせるかもしれない。被災地での前向きな実践と学術的なレトリックが雄弁に語られる狭間に、ふと、ボランティアというものに対する著者らの強迫観念、あるいは一種の信仰とでも掲揚すべきものが姿を現すからである。外部支援者が地元住民を搾取することへの警笛が刻み込まれた本書は、腰を据えて子細に読み進むとすれば、とりわけ注意が必要となる類の資料であると言えよう。しかし、重要なのはむしろ、それまでにない支援を形作る試みのその初期段階においては強力な信念を持った実践者の力が必要とされたという事実である。

本書が被災写真救済活動を分析する上で不可欠な資料となっているもう1つの理由は、彼らが自己否定的な命題を据えたことにある。レベッカ・ソルニットの『災害ユートピア』(Solnit 2009)を引き合いに、彼らは「外部支援者が被災者を搾取する」という命題を据える本来は自立的な復興が可能な存在であるはずの被災者が、外部支援者の存在によってその自立を妨げられてしまう。この命題は一見すると外部支援者として活動した執筆者自身も否定する点で自己矛盾しており、実際に命題の導出については飛躍や循環が含まれてしまっている。しかし推論過程の不備や、ステレオタイプな独善的ボランティア像を仮想敵に据えた上で外部支援者を非難する彼らの手法の不誠実さを突くことは本質的ではない。重要なのは、これが極めて反駁の難しい類の命題であるということだ。反論として外部支援者の肯定を試みようとも、その反論を支える根拠が外部支援者の手でまとめられたものであれば、外部支援者の自己満足と被災者への搾取の痕跡をあらゆる手段で読み取られ、再反論を呼び寄せてしまう。仮に肯定的な意見(あるいは支援者へのお礼)が被災者自身から発せられたものであっても、それは被災者に「言わせた」のであって結局のところ外

部支援者からの搾取に他ならないとの再反論を招く。外部支援者が被災者を搾取するという命題は、自己否定を伴うがゆえに安易な反論を許さないのである。

結果として、柴田・吉田・服部・松本（2014）は、被災写真救済活動を物語化することを拒む。より正確には、物語化への禁忌という物語を立てる。こうして、詳細な活動実践の記録とその物語化への争いが奇妙に共存する両義的な資料が出来上がる。いずれにせよ、逆説的な主張であるにもかかわらず容易には反駁できない議論を発明したこと。これが、本書が被災写真救済活動に関する重要書たる所以である。

本書において提示される大量の小命題群に関する論証についての検討を展開することは紙面の都合で難しいが、他論文とも関わる議論を1つだけ取り上げよう。本書では、著者らが断念した課題として「被災写真のトリージ」（救済対象に優先順位をつけること）が挙げられている。洗浄処置を施すべき写真に優先順位をつけることができなかつたことは、外部支援者が作業を引き受けたために起こった問題であると著者らは懺悔する（柴田・吉田・服部・松本 2014: 282-283）⁵⁾。それに対し、彼らが理想的な支援のあり方として挙げるのは2011年5月の宮城県亶理町での被災写真救済活動である。当時の亶理町では地元住民である「まちづくり協議会」が洗う写真の選別をしていた。洗浄すべき写真の「トリージ」が地元住民により行われていたのである。作業に関わる判断を、外部支援者ではなく地元住民が行うことが理想であるとする議論からは、誰が作業を担うべきであるのかという論点が、被災写真救済活動に関わる問題系の中に存在することを示している。

ただし、外部支援者による搾取という著者らの思想が表出しているこの議論そのものには重要な見落としがある。このことは、地元住民主導で活動を進めた亶理町が早々に行政の決断により被災写真の処分を行い⁶⁾、一方で外部支援者の手が入った山元町の被災写真返却が2020年度も続いており被災者にとっての選択肢が確保されているという事実を確認す

5) 柴田・吉田・服部・松本（2014）では画像の「トリージ」失敗を外部支援者のエゴとして描かれているが、実際のところは理念よりも作業工程上の都合が大きかったことを付け加えておこう。山元町において被災写真の「トリージ」を行わないという指示は当時作業現場の責任者であった溝口が行った。亶理町で回収された写真約6万枚に対して山元町の被災写真は約80万枚。地元住民を呼び出して優先順位をつけるよりも、その手順を省いて一律に洗浄・デジタル化してしまう方が救済にかかる時間を短縮できると判断したためである。

6) 亶理町の被災写真救済活動は、当初はまちづくり協議会が洗浄と返却を担い2011年7月頃に閉じた後、仮設住宅の一角にて緊急雇用創出事業として予算をつけた「亶理町写真センター」として復活した。常勤の臨時職員を雇ったほか企業によるクラウドでの閲覧システムも導入した。しかし、一時的な場所と予算をつけた事業の常として、2015年3月に写真返却会場の閉鎖、および被災写真の処分を行っている。これは2014年に返却終了および写真処分を行った石巻市に次ぎ、同じく2015年に終了と処分を行う女川町と並んで早い終了の決断であった。活動期間が長いことだけが被災写真救済活動の成功条件ではない。しかし、被災者および地元住民が持つ選択肢の多様性確保について議論するにあたっては、単に活動主体が地元住民であるかどうかだけではなく、予算や場所の確保についても考察する必要がある。

れば充分であろう。当然、長期的に継続しているか否かが活動の成否に直結するわけではない。ほとんどの写真を持ち主に返却し早期に活動を終了した岩手県大船渡市の事例も間違いなく1つの成功例である。とはいえ少なくとも、外部支援者の介入がなければ地元住民および被災者自身による選択の機会が十全に確保されるという著者らが掲げる命題がそのままでは成り立たないことを、亘理町の事例は示していると言えるだろう。重要なのは、外部支援者の反対項たる「地元住民」もまた一枚岩ではないことである。作業に従事する「地元住民」と、事業に際する決断を下す「地元住民」が同一であるとは限らない⁷⁾。確かに地元住民と外部支援者との違いは重要であるが、地元住民と外部支援者という2項対立がそれほど単純なものではないことには注意が必要であろう。

その他、被災写真救済活動に関する記録として注目できる箇所を補足しよう。被災写真救済活動に関する分散的な話題提供には事欠かない書となっている。被災された住民たちへのインタビュー、行政職員へのインタビューが随所に取められている。特筆すべきは必ずしも写真救済に肯定的ではない人々へのインタビューが取められていることであろう。アーカイブ・データベースに関する記述には、いささか啓蒙的な仕方ではあるが、災害アーカイブに関連する議論の萌芽が現れている。

山元町における被災写真救済活動の特徴の1つは80万枚の総デジタル化であるが、コラム欄には山元町発の技術がバランス良く記されている。デジタル化を前提とした洗浄方法、ナンバリングの技法、デジタル画像の活用方法としての顔画像認識システム。特に顔画像認識システムに関する記録は、画像のデータベース作成よりも持ち主を特定できる可能性が高く、デジタル化の成功例として比類ないものとなっている。

また、唯一山元町だけが成功している卒業アルバムの複製配布についての記述が詳細に残されている。東日本大震災の際に回収された頃の卒業アルバムは、他の写真とは性質が大きく異なり、水を用いての洗浄には適していない。物質として融合してしまうためページ同士を開くことも難しい。そして、複数人がほぼ同一のものを所有しているがゆえに誰の持ち物であるかを特定することが難しいため、仮に救済処置を施せたとしても返却につながることは稀である。宮城県山元町では市内教育機関と地元写真館の許可を得て水害を免れた卒業アルバムをデジタル化し、複製して配布するという策を取り、多くの返却に繋

7) 地元住民が一枚岩ではないからこそ、被災写真救済活動には人的コスト・空間的コスト・その他の諸費用がかかることを念頭に置く必要がある。山元町の支援が長期化できた一つの要因は、外部支援者の手によって震災前と同程度のコストで被災写真の返却活動を維持できる仕組みを作ったことにある。逆に、緊急雇用創出事業による予算の捻出を前提としなければ維持できない被災写真返却活動は、必然的に長期化することが難しくなる。

げた(柴田・吉田・服部・松本 2014: 204-210)。その他、山元町でのみ行われた事例としてネガフィルムの復元、LOST& FOUND PROJECTの展開が挙げられるが、これらは主に2012年から展開された活動であるため、2011年度の活動を対象とする本書には収められていない。

3-3. 災害ボランティア：新しい社会へのグループ・ダイナミックス(渥美 2014)

阪神大震災以来、災害ボランティア活動の研究と実践を続ける著者が、グループダイナミックスの枠組みから東日本大震災で起こった災害ボランティアを巡る諸問題をまとめ、その解決方法についての展望を述べているのが渥美(2014)である。岩手県野田村における被災者への寄り添い活動の一環として「チーム北リアス写真班」の活動について語られている(渥美 2014: 54-55)。

野田村での被災写真救済活動を担っていた「チーム北リアス」は研究者と大学生を中心としたネットワーク組織であり、被災写真救済活動以外にも仮設住宅での交流会や見守り勉強会等の諸活動を展開している。被災写真救済活動はあくまで寄り添い活動の中で結果的に生まれた活動の1つである。

渥美(2014)の特徴は、活動実践が理論的な洞察と結びついていることにある。渥美は東日本大震災においてボランティア自粛が起こった原因として、「秩序化のドライブ」と「SNSの斡旋」の2つを挙げている。災害ボランティアセンターの設置をはじめ、ボランティアが定着し秩序化されることがボランティア本来の臨機応変さを失わせてしまうという逆説的な事態「秩序化のドライブ」にソーシャルメディアの斡旋が拍車をかけた結果、全国的にボランティア迷惑論が流布し、被災地では「被災者抜きの救援活動」が行われることとなった。

「秩序化のドライブ」に対抗するためにはどうすれば良いのか。渥美は方策の1つとして「被災地のリレー」を挙げる(渥美 2014: 235-275)。1995年に阪神・淡路大震災で全国から支援を受けた兵庫県西宮市から2007年の中越沖地震で被害を受けた刈羽村へと支援がなされ、そこで支援を受けた人々が2011年に東日本大震災で被災した岩手県野田村の人々を支援する。渥美によれば、過去の被災地から現在の被災地へと支援をリレーする「被災地のリレー」こそが、秩序化とソーシャルメディアによってもたらされた断絶を乗り越える鍵になる。チーム北リアスの活動もまた「被災地のリレー」の1つの実践としてなされているのである。

渥美(2014)はチーム北リアスのあり方を行政でもなく住民でもない第3の立場から被

災者への支援を行うネットワーク体制と位置付けている。被災者を中心に据えつつも行政とも地元住民とも適切な距離を取りながら長期的な活動を志向する点で、また外部支援者による第3の立場からの介入を禁圧しない点で、ボランティア迷惑論に徹する柴田・吉田・服部・松本(2014)と好対照をなしていると言えるだろう。

ただし、渥美(2014)の中では「被災地のリレー」と被災写真救済活動との関係が明確には語られていないことには留意する必要がある。後に紹介する溝口(2014)および溝口(2016)では、被災写真救済活動が「被災地のリレー」とは異なる仕組みで駆動されている可能性について論じている。

渥美(2014)で取り上げられるチーム北リアス写真班による活動が被災写真救済活動の成功例の1つであることは間違いない。とはいえ、被災写真救済活動の文脈に絞って言えば、題材となっている岩手県野田村はやや特殊な地域であったと言える。最大の特徴は、被災地における実践を専門とする研究者と大学関係者を中心とした臨機応変な組織が関わったことである。また、野田村で回収された写真の規模(約8万枚)が、単一地域内での回収枚数が数十万枚を超えることもある被災写真救済活動の中では相対的に少なかった(遠隔地に写真洗浄を依頼する程の規模ではなかった)点、常設会場の確保ではなく仮設住宅での写真返却会を中心とした返却活動へと早々に推移した点、その一方で被災写真を保管するための場所が他地域と比べてある程度安定して確保されている点も特徴として挙げることができる。野田村を対象とした研究を読み解く場合にはこれらの特殊事情を勘案する必要があるだろう。

3-4. 情報化社会における災害ボランティアの一様態：被災写真救済活動を事例として (溝口 2014)

2011年4月から2014年1月まで、東日本大震災被災地で活動する11団体、遠隔地で写真洗浄を引き受けている12団体、そして団体の代表者を集めて4回実施された写真救済サミットでの参与観察とヒアリングを元に、被災写真救済活動の全体像を描き出し、活動の多様性について論じたのが溝口(2014)である。他研究に比して対象とする地域・団体が多い点、また主要な考察対象に遠隔地団体を含めた点が特徴となっている。

被災写真救済活動と一括りにされる活動の内実が多様であること(ガラパゴス的な発展)を論じ、その原因が、まず作業場所および保管場所の獲得の困難さから現場ごとに活動条件が異なること、さらに組織体制の築き方が異なることによりリスクの基準(デジタル化の可否、洗浄の可否、展示返却の可否)が地域および団体ごとに異なるためであることを

浮かび上がらせた。また、東日本大震災の被災地においては地理的な「横」のつながりよりもインターネットの「縦」のつながりによる情報交換が優勢となることが地域ごとの多様性に拍車をかける。これらの条件から、完全無欠の支援組織ではなく、それぞれに不完全で特殊事情を抱えた団体同士によるマッチング（溝口 2013a）が被災写真救済活動を支えていることが導かれる。溝口（2014）は、山元町以外の活動へと調査対象を広げることで、被災写真救済活動に関する地域と団体を跨いだ連携のあり方を描き出し、さらにその社会情報学的な原因について仮説を設けている。

ただし、被災写真救済活動が東日本大震災の被害の形に応じて発生した特殊な活動であり、以後の災害では同程度に被災写真救済活動へのニーズが高まらないとした溝口（2014）での予測は外れたと言って良いだろう。後に述べるように、西日本豪雨での岡山県倉敷市真備町での活動等、東日本大震災での現地活動と同規模かつ長期的な被災写真救済活動も実際に現れている。被災写真救済活動はそれなりの定着を見せていると言うべきであろう。

他研究との比較からは、以下の点を付け加えることができる。柴田・吉田・服部・松本（2014）が地元住民による活動を重視する一方、渥美（2014）は外部支援者が行政とも地元住民とも適切な距離を取る第3の立場を取ることを重要視した。外部支援者がどうあるべきかという理念について論じたそれらの議論に対し、溝口（2014）は具体的な戦略に重きを置き、地元住民と外部支援者とがそれぞれに距離を保ちながらどのように補い合うことができるのか、戦略的な可能性を描き出そうとしている。被災写真救済活動の多様なあり方からは、被災者も地元住民も一枚岩ではなく、ボランティアもまた一枚岩ではないことが示される。組織や立場が違うもの同士は考え方も異なるものと割り切り、むしろその違いを活動の揚力に変える。ルール・考え方が異なるアクター同士をパズルのピースをはめるように連携させる「特殊事情のマッチング」という戦略は、渥美（2014）よりもアクターを細分化した活動方法となっている。また、マッチングによるボランティア活動の形成は災害ボランティア「初心者」が参与することが可能なモデルとなっている点で、かつて支援を受けた元被災者による支援の連鎖に希望を託す「被災地のリレー」（渥美 2014）と好対象をなしている。

ただし、特殊事情のマッチングの成功例として取り上げられた事例の数には限りがあり、その戦略がどこまで一般性を持つものであるか、どの程度再現可能なものであるかについては十分な検証がなされていない点を溝口（2014）の課題として挙げることができるだろう。

3-5. 写真修復技術と震災における被災写真の救済 (白岩2014)

写真修復士の白岩洋子氏は、写真保存および写真修復の概要について紹介する論文の中で、1章を割いて東日本大震災における被災写真救済について論じた(白岩 2014)。第6章にて被災写真の救出と写真の状態、応急処置、洗浄作業と乾燥、そして写真の保存と返却について、地域差があることにも言及しながら概要をまとめている。

溝口(2020)で示した通り、写真修復士である白岩氏は東日本大震災の直後から被災写真救済活動に関する論文を公開している。白岩(2011)では岩手県大船渡市を中心とした初期の活動実践を、またShiraiwa(2013)にて被災写真救済活動の地域をまたいだ多様性についての言及を行なった。そんな白岩氏が、専門的な文脈に改めて被災写真救済活動を位置づけたのが白岩(2014)である。

白岩(2014)の特徴は、専門分野たる写真修復の文脈に、非専門家による被災写真救済活動を位置づけたことにある。災害が「専門家だけではどうしようもならない事態」(白岩 2014: 39)であるという認識に立ち、応急的な処置を行う活動の主体をボランティアや市民団体、自治体等の民間(非専門家)に求める。

とはいえ、非専門家が写真修復技術を担うことには困難が伴う。白岩(2014)では、写真修復の専門的な知見から有用な技術が3つ紹介されているが、実際の被災写真救済活動においてはそれらの導入事例がほとんどなかったとも述べられている。第1は写真のいち早い冷凍保存であり、写真が水害にあった際には冷凍して生物的劣化を防ぐことを有力な対処法として紹介されている。しかし、実際に冷凍保存を行ったのは保存修復士が在住していた岩手県大船渡市1ヶ所のみであったことが、文化財や公文書を対象とした専門的手法である写真修復を非専門家に託すことの困難を端的に示す事例として示されている。同様に、有用な技術として挙げられている残り2つの技術、フローティングボード洗浄法とエア・ストリーム乾燥法についても、多くの団体・自治体では導入されることはなかった。ただし、フローティングボード洗浄法とエア・ストリーム乾燥法については一部の団体・自治体で導入されたことも記されている⁸⁾。困難は伴うものの、活動の中心が非専門家であったとしても専門的知見が導入される事例も存在する。

結果、白岩(2014)は専門的知見と非専門家とをつなぐ鍵をガイドラインの制定に求めている。その詳細については、総務省(2014)を論じる次の小節に譲ろう。いずれにせよ、

8) 評者の知る範囲では、フローティングボード洗浄法とエア・ストリーム乾燥法は岩手県大船渡市にて初期から導入されているほか、宮城県仙台市の写真洗浄団体「おもいでかえる」、および宮城県山元町にて後に導入されている。

ガイドラインの適切な制定・普及と組み合わせることを鍵として、白岩（2014）は非専門家による被災写真救済活動を、写真修復という専門領域に位置づけようとした。

その他、被災写真救済活動に関わる他の資料との関係から、白岩（2014）で注目できる記述を列挙しよう。被災写真の洗浄において問題となったケースについての記述は一貫して実践的である。富士フィルム（2011）と同様に密着しブロック状の束となった写真の対処についての言及がなされているほか、フェルアルバム等のプラスチックシートが被せてある台紙がその乾燥の困難さから写真の劣化を著しく進めてしまう点についての記述がなされている（白岩 2014: 38）。また、写真の劣化が部分的に著しい場合、つまり洗浄により画像が流れ落ちてしまうことが予想される場合に、地域や作業者ごとに異なる方針を取ることが記述されている（白岩 2014: 38）。洗浄を簡易にして画像を残そうとするケースもあれば、顔などの重要部分以外はきれいに落としてしまうケースも見られたことが記録されている⁹⁾。このことは柴田・吉田・服部・松本（2014）で扱われている画像の「被災写真のトリアージ」に関する議論（柴田・吉田・服部・松本 2014: 282-283）に通じると言えるかもしれない。前者は作業者が写真修復の専門家ではないことによって画像をどこまで残すかという基準にスペクトラムが生じることについて、後者は作業者が被災者自身ではないことによって残すべき写真の種類にスペクトラムが生じることについて指摘している。また、地域・団体によっては極端な工夫が見られたことについても分散的に記録している。処置が終わった後の工夫について、乾燥剤や真空パックを用いるケースが存在したこと、返却時の工夫として洗浄前の複写データを添えて返すケース、希望に応じてデジタル補正を行うケースも存在したことを文字として残している（白岩 2014: 38-39）。被災写真救済活動について国際的に報告を続けた立場から、被災写真救済活動が世界でも類を見ないものであった可能性について言及している（白岩 2014: 39）。被災写真が個人の記録・財産としてだけでなく、社会の記録として残されるべきものもあることについて触れている記述（白岩 2014: 39）には、災害アーカイブについての議論の萌芽を読み取ることもできるであろう。

9) 評者の知る限りでは、画像が落ちそうであれば洗浄を行わない団体もあれば（遠隔洗浄を行う団体にしばしば見られた）、落とせる画像はすべて落とした上で白い部分の多い写真については処分する団体（初期の巨理町での写真洗浄等）も存在した。各団体の思想が強く出るのが、劣化の著しいケロイド部分についての扱いであった。判断が分かれる原因の1つは、劣化が激しくケロイド状になった写真には臭いが伴うことであろう。画像の保全を考えてすべてを残すケース、腐敗を断ち切るためにすべてを落とすケース。折衷案として作業者の判断に任せるケースや、山元町のように事前に画像をデジタル化した上で落とせるケロイドは落としてしまうという方針も存在した。こうした画像の洗浄基準について方針の違いをまとめることは1つの研究材料となるかもしれない。

3-6. 震災関連デジタル・アーカイブ構築・運用のためのガイドライン (総務省 2014)

震災関連デジタル・アーカイブ構築・運用のためのガイドライン (総務省 2014) の第2章は被災した資料に対する応急処置、修復、保存のための作業について、媒体別の作業方法と参考リンクをまとめたものとなっている。総務省 (2014) は東日本大震災に関連するデジタルアーカイブの構築を試みる自治体職員、図書館職員、NPO 法人、民間企業等におけるアーカイブ担当者のために総務省がまとめたガイドラインである。デジタルアーカイブ構築に活用することを目指したガイドラインであるが、被災資料の扱いについて包括的にまとめられていること、そして被災写真についての記述が豊富になされている点に特徴がある。

ガイドラインの重要性は白岩 (2014) で強調されていた。ここで言うガイドラインとは、富士フィルム社を始めとして国内の専門的な組織が定めた被災写真に対するガイドラインのことである。実際ガイドラインが活動に与える影響は大きい。写真を水で洗浄するという処置が専門的な知見であったにも関わらず東日本大震災の被災地各地でまたたく間に広まっていった背景には、富士フィルムを中心に整備されたガイドラインの存在があったと考えられる。逆に、非専門家を中心となる救済活動に定着しなかった専門技術 (応急的な冷凍保存、フローティングボード洗浄法、エア・ストリーム乾燥法) は、主として参照されたガイドラインから漏れた専門技術であったとも言える。非専門家による活動と文化財修復の専門領域とを架橋する鍵がガイドラインにあることを白岩 (2014) が強調したのはこのためであった。

ガイドラインとしては後発ではあるものの文化財修復に関する専門技術の包括的な参照に力を注いでいるのが総務省 (2014) である。白岩 (2014) が推奨していた3つの専門技術である、応急処置としての大型冷蔵庫の使用¹⁰⁾ (総務省 2014: 16)、フローティングボード法 (総務省 2014: 29-31)、エア・ストリーム乾燥法 (総務省 2014: 31-33) のいずれもが紹介されている¹¹⁾。また被災写真を洗浄する際の水温についての記述も充実している (総務省 2014: 20)。出典となるリンクも明確に示されており、水害が起こった際に第1に参照すべきガイドラインに仕上がっていることは間違いないであろう。

また、総務省によるガイドラインは白岩 (2014) と同じく、災害において専門家だけで資料の救済を行うことの困難を前提として構成されている。上述の大型冷蔵庫の使用は、

10) ガラス乾板の場合は冷凍しないように促すなど、専門的知見からの注意書きも充実している。(総務省 2014: 21)

11) ただし、いずれも被災写真に対する処置として紹介されているのではなく、より一般化した「被災資料」への対処としての紹介である。

専門的な処置が「大量の人手を要し、かつ時間もかかるため」に限界があることの自覚に基づいて論じられている（総務省 2014: 16）。また、被災資料の応急措置、修復、保存の作業に民間企業やボランティア等が関わり「それぞれができることを行って次の組織に渡す」事例が存在したことを述べた上で「修復カルテ」等の進行表を用いることを勧めている（総務省 2014: 14）。総務省によるガイドラインは、被災資料の救済には非専門家も含めた連携が必要となることを前提として構成されている点で、白岩（2014）と前提を共有している。

その他、総務省（2014）で注目できる点を列挙しよう。被災写真救済活動に関する既存のガイドラインが包括的にまとめられているが（総務省 2014: 21）、コダック社によるガイドライン等、一部に抜けも存在する。溝口（2020）と合わせるとガイドラインについて網羅的に把握することができるはずである。写真洗浄のマニュアルについては、遠隔地での写真洗浄の先駆けであるハートプロジェクトによるマニュアルを中心に参照しているためか、作業工程は比較的簡易なものとなっている。密着しブロック状の束となった写真の対処については十分に言及されていない（総務省 2014: 20, 37-41）。ならびに、後の遠隔地洗浄団体で培われたような、持ち主不明アルバムを洗浄する際に洗浄後にアルバムを復元するための処置については十分な言及がなされていない（総務省 2014: 14, 37）。また、卒業アルバムの処置についての言及はないため、被災した卒業アルバムの処理については柴田・吉田・服部・松本（2014）の該当箇所を参照するべきであろう（柴田・吉田・服部・松本 2014: 204-210）。

3-7. 災害ボランティアと公的機関とのパートナーシップ再考：宮城県山元町における被災写真救済活動を事例として（溝口 2015）

宮城県山元町の行政職員、および山元町での被災写真回収に関わった自衛隊へのインタビューを行ったのが溝口（2015）である。先行研究においては、災害時のネットワークは結局「平時のつきあい、ネットワークの反映」（菅・山下・渥美編 2008）であるとされ、組織をまたいだ連携は、組織をある程度固定したものとして想定することが教訓づけられていた。外部支援者の介入の忌避（柴田・吉田・服部・松本 2014）はもちろん、渥美（2014）でも「行政との距離を適切にとること」が重要とされた。

それに対し溝口（2015）では、自衛隊、行政ともに平時のルールを現場に合わせて柔軟に解釈していたことを、また被災写真救済活動については自衛隊・行政・ボランティア（思い出サルベージ）の三者が関わる中で違いの方針を柔軟に変化させていった様子が描かれ

る。それぞれの行動のルールを正確に把握する各組織が、例外的な事態を前にルールを柔軟に解釈し、互いに対応の射程から漏れる部分を補い合う。山元町では約80万枚の写真は3ヶ月で全てデジタル化され、返却方法も含めて被災写真救済活動の1つのモデルを構築することに成功した。それは、第1ルールである「国防」を柔軟に解釈し独自判断で写真を含む思い出の品を回収した自衛隊、臨時的に現場判断が尊重される体制にあって作業場所の確保と臨時職員の雇用を決断した行政、自衛隊と行政の事情を汲みながら解決案を考え実行するボランティアとの連携の中で生まれたものであった。

他研究との関係では、山元町で対応に当たった陸上自衛隊第十六師団では被災写真の回収が震災2日後の3月13日から始まっていた点が興味深い (溝口 2015: 26)。白岩 (2011) では被災写真の回収が大規模に行われるにあたって、2011年3月25日に行われた環境大臣による指針 (環境大臣 2011) が重要であったことが指摘されている。しかし、山元町の事例では震災2日後から独自判断で回収が始まっており、環境大臣による指針の影響はほとんどなかったことが述べられている (溝口 2015: 27)。

本研究は行政および自衛隊へのインタビューとして類を見ないものであると言えよう。ただしそのサンプルの代表性、そして一般性に疑問は残る。溝口 (2015) はあくまで宮城県山元町での事例であって、他地域では各組織の動き方、被災写真回収の経緯が全く異なるものであったことは想像に難くない。

3-8. Preparing for the future: Mitigating disasters and building resilience in the cultural heritage sector (Macalister 2015)

Macalister (2015) は被災写真救済活動を災害における文化財保存の文脈に位置づけた。大規模災害時の文化財救出について事例をまとめる中で、写真修復士白岩洋子氏の論文 (Shiraiwa 2013) を引きながら被災写真救済活動について言及している。

Macalister (2015) は国際的な事例比較を用いて、災害発生時に文化財保存の専門家が組織的に対応できるよう備えることの必要性を説いている。2005年のハリケーン・カトリナに伴うニューオーリンズ水害では文化遺産に関わる専門家による応急的な指導が功を奏した。2011年のニュージーランド・クライストチャーチ地震ではロボット工学を活用した文化財救済が行われた。東日本大震災における被災写真救済活動は、災害後における文化財保護の成功例として紹介されている (Macalister 2015: 124)。Macalister (2015) はこれらの成功例から、災害時に文化財保護の専門家が果たす役割を認め、有事の際に専門家が組織的に対応できるような備えを政策として取り入れること、回復が可能な仕組みを予め構

築すること (building resilience) の必要性を訴えている。

もっとも、この結論は災害発生後の文化財救出にあたって非専門家も含めた連携が必要となるとする白岩 (2014) および総務省 (2014) が共有している前提とは逆のものとなっている点には留意すべきであろう。Shiraiwa (2013) を引用しつつも白岩 (2014) とは逆の前提に立つ一因は、自身の結論の射程に被災写真救済活動が収まりきらないことに Macalister (2015) が無自覚であったためだと考えられる。Shiraiwa (2013) からの引用がつけられている被災写真救済活動はあくまでも文化財に関わる専門家 (修復士) が災害時に重要な役割を果たした事例として取り上げられている (Masalister 2015: 124)。Macalister (2015) において被災写真は “photographs belonging to organisations and private owners following the Tohoku Earthquake (Great East Japan Earthquake) and the resulting tsunami, in 2011” と表現されている¹²⁾。本筋はあくまで文化財であり、民間人が所有する写真については副次的な扱いに留められるのである。このことは、東日本大震災に際して重要なものとして同じパラグラフで挙げるもう1つの事例が Japan ICOMOS¹³⁾ による2011年と2014年に文化財の被害状況とその修復方法に関する包括的なレポートであることからわかる。総務省 (2014) とは異なり、Japan ICOMOS によるレポートでは通常の意味での文化財を対象としており、被災写真は取り上げられていない。専門家による対応を拡充する場合には、どこまでを「文化財」とみなすのかという線引きの問題が出現する¹⁴⁾。Shiraiwa (2013) と Japan ICOMOS によるレポートが事例として隣に並んでいることに象徴されるように、あくまで災害時における専門家の対応に力点を置く Macalister (2015) では、専門家を中心とした活動を考える際にその活動の対象の射程が問題となることは見逃されているのである。

とはいえ、災害に備えて専門家が組織的に派遣される仕組みを作るという発想が取り得ることが指摘されている点で、Macalister (2015) は示唆に富んだ話題提供を行っていると言えるであろう。

12) Masalister 2015: 124

13) 文化遺産保護に関わる国際的な NGO である国際記念物遺跡会議 (ICOMOS/ International Council on Monuments and Sites) の日本支部。

14) 専門家による対応の仕組みを整備することに伴う線引き問題の出現は、渥美 (2014) が述べた「秩序化のドライブ」と同型を成しているとも言えるであろう。災害ボランティアセンターの整備がボランティア活動本来の臨機応変さを制限するのと同様に、専門家と非専門家とを区別することによる秩序化を行う際には専門となる活動対象の線引き問題が発生する。

3-9. Examination of an Antifungal Agent for Use on Photographs (Shiraiwa, Yamaguchi and Arai 2015)

カビの発生を抑える防黴剤の1つであるホクサイドR-150の応用とその効果を測定した論文がShiraiwa, Yamazaki and Arai (2015)である。白岩洋子氏、山口孝子氏、新井英夫氏による共同研究で、強制劣化による実験を行い、カビの発生防止に一定の効果があることを結論づけている。

Shiraiwa, Yamazaki and Arai (2015)の特徴は、被災写真に対する実践的な応急処置を目指していることである。防黴剤ホクサイドR-150について最初に論じた新井(2013)では、カビの発生を防止する効果を認める一方で、実際の被災地にて被災写真へと簡便に適用することの難しさが課題となっていた。それに対しShiraiwa, Yamazaki and Arai (2015)で検証されているのは、費用・手間ともに低いコストで実現できる、より実践的な被災写真の応急処置の方法である。被災写真救済活動の担い手が非専門家となる可能性が念頭に置かれている点でShiraiwa, Yamazaki and Arai (2015)は白岩(2014)と問題意識を共有していると言えよう。

費用・手間とも低コストで実現できる応急処置として検証されているのは、界面活性剤(富士フィルム ドライウェル等)に防黴剤(ホクサイドR-150)を1.5%混ぜた溶液を使用することである。浸漬処理はもちろんのこと、より簡易なスプレーによる塗布でもカビの発生を防ぐ効果が認められたとされている。東日本大震災で興った被災写真救済活動に際して多くの地域が悩まされたカビの発生について、有力な解決策を提示していると言えるだろう。

強いて課題を挙げるなら、Shiraiwa, Yamazaki and Arai (2015)において検討されたのはカビの発生を防ぐ段階のみであり、発生したカビに対して効果があるかどうかを検証されていないことを指摘できるだろう。東日本大震災のような広域災害はもちろん、実際に水害が起こった際に全ての地域で応急処置が行えるとは限らない。カビが発生してしまった後の対処として有効であるかどうか、検証が期待される。

いずれにせよ、Shiraiwa, Yamazaki and Arai (2015)によって大型冷蔵庫の使用と並ぶ実践的な応急処置としてホクサイドR-150の応用が加えられることになる。被災写真救済活動に関わる研究の課題の1つは、文化財保存の専門家による知見(本多・川瀬 2007; 鈴木 2010; 新井 2013)と、文化財保存の専門家以外の手による支援活動に対する知見(Nakamura 2012; 溝口 2013a; 溝口 2013b; 柴田・吉田・服部・松本 2014; 渥美 2014; 溝口 2014)との乖離であった(溝口 2020)。両者を折衷する提案を成した点でShiraiwa,

Yamazaki and Arai (2015) の貢献は多大であると言えよう。

3-10. 被災写真救済の手引き：津波・洪水などで水損した写真への対応マニュアル (RD3 プロジェクト 2016)

RD3 プロジェクト (2016) は陸前高田市立博物館、陸前高田市立図書館、陸前高田市海都会のミュージアムの被災資料の救済およびデジタル化のために結成されたボランティアベースの任意団体である陸前高田被災資料デジタル化プロジェクト (RD3 プロジェクト) が作成した被災写真救済に関するマニュアルである。被災写真救済の応急的な対応マニュアルが日本語に加えて英語でも記載されており、それに加えて日本語でのプロジェクト概要および活動の記録で構成されている。災害の形に応じて対処法が異なることを前提としたマニュアル作成を行なっていることに特徴があり、被災した写真資料のデジタル化の手順を記すに留まらず、作業方法を手探りで模索した経緯とその効果を記すことで未来の災害に応用できる内容となっている。本マニュアルの姿勢は、新たな支援活動が生まれた際に1つのお手本とされるべきものであろう。

博物館等で所蔵される文化財を主な対象としたRD3プロジェクトの活動は、一般家庭から回収された被災写真を対象とする被災写真救済活動のネットワークとはほぼ独立して行われていたため、作業内容が一般家庭の被災写真を対象とした処置とは異なるものとなっている。ガラパゴス的に発達した被災写真救済活動として注目できる点を列挙しよう。

基本的にデジタル化を目標としていることから、水による洗浄ではなくドライクリーニングによる処置が基本となっている。一方で他プロジェクトと重なる処置もあり、ドライクリーニング処置の前に行うデジタル一眼レフカメラを用いた複写形式でのデジタル化は宮城県山元町で思い出サルベージが確立した方法とほぼ同様である。ただし山元町での複写は基本的に自然光で行なっていたが、RD3プロジェクトでは自然光に加えて室内照明および大型ストロボを用いての複写も行なっていたとされる。

文化財を対象としていることから、一般家庭の被災写真に対するマニュアルとは扱う写真の種類が異なる。具体的には昇華式プリント、密着しブロック状の束となった写真、そして卒業アルバムについての対処は記載されていない。その一方でガラス乾板とリバーシブル写真に関する記述は充実している。フラットスキャナを用いたガラス乾板のデジタル化についても詳細が記述されている。また、洗浄の困難さから被災写真救済活動では取り上げられにくいネガシートについての対処についても記載されている。ただし、対処法として記載されているのはネガシートに付属されているコンタクトプリント (印画紙に露光

し直接画像が確認できるようにしたもの) のデジタル化であり、直接ネガシート自体の救済やデジタル化を行なっていないわけではないようだ。例外的にネガシートについての記述が存在する理由は、対象が文化財であるためコンタクトプリントも同時に回収されることが多かったためであると考えられる。

文化財修復の専門的知見は輸入されなかったようだ。白岩 (2014) で勧められている応急処置としての冷凍保存、フローティングボード洗浄法、エア・ストリーム乾燥法、および Shiraiwa, Yamazaki and Arai (2015) で提案されているホクサイド R-150 を用いたカビ予防等については触れられていない。

3-11. 災害ボランティアにおける階層と社会参加の多様性 (溝口 2016)

被災写真救済活動を担うボランティア参加者に対して、初めて本格的なアンケート調査を用いて統計的検討を行なったのが溝口 (2016) である。アンケートは被災写真救済活動を行う被災地現地の団体および遠隔地で写真洗浄を引き受ける団体、合計16団体に配布した。期間は2013年6月から2014年3月まで、回収方法は面接・留置・郵送の併用で行い、297サンプルを得た。回収率は推定30%程度である。

ボランティア参加者に関する計量的な先行研究としては鈴木広 (1987) による「Kパターン」論が存在する。「ボランティアの行為」への参加頻度を社会階層別に分けると、「ボランティア活動」が盛んな上位層で参加頻度が高く、「相互扶助的の行為」が盛んな下位層でも高く、中間層では低くなるという階層的2層性が出現することを指摘した。棒グラフにした形状が「K」型のカーブになることから、この階層2層性は「Kパターン」と呼ばれる。鈴木はKパターン論に対し、三谷はるよ (2012) は2010年に行われた全国調査を用いて、階層的2層性ではなく、下位のみが高い1層性 (Λパターン) が見られることを論じた。さらに三谷は2013年に行われた全国調査を用いて渥美 (2014) が論じた「被災地のリレー」仮説を検討し、マルチレベル分析を用いて「被災地のリレー」が支持される可能性を示している (三谷 2015)。

それに対し溝口 (2016) では、被災写真救済活動に参加するボランティアが先行研究とは異なる分布を示すことを論じた。全体としてはKパターンではなく中間層のみが膨れ上がる「Dパターン」を成している。さらに団体の活動形態ごとに参加者の層が異なることを示した。例えば郊外の団体では「Kパターン」、都市圏の団体では下位が高い「Λパターン」と階層によらない「Iパターン」の合成となっている。

これらの結果からは、既存研究が対象としたボランティアグループが、様々な可能性を

もつボランティア形態のごく一部にのみ焦点を当てたものである可能性、それに対して被災写真救済活動が様々なボランティア形態の複合として実現されている可能性が導かれる。ボランティアの活動形態によって、KパターンやΛパターンを含めた、ボランティアの担い手に関する分類を作成することができる可能性について展望が述べられる。

また、参加者の階層分布が全体としてDパターンを為していることから、被災写真救済活動を担う人々が、既存研究で対象とされてきたボランティアとは違う層の人々によって担われている可能性を指摘できる。特筆すべきは、初めて震災ボランティアに参加する層が多かったことだ。参加するボランティアには被災経験もほぼ見られなかった。こと被災写真救済活動に関しては、被災経験者による支援の連鎖である「被災地のリレー」ではなく、被災地で発生した想定外のニーズと、特殊なボランティアへの従事を希望するボランティア未経験者とのマッチングが活動を進めていたと考えられる。この結果は、特殊事情の戦略的なマッチングに可能性を見出す溝口（2013; 2014）とも整合的である。被災写真救済活動は、「ボランティア本来の姿」（渥美 2014）を知らない人々を動員し、意識の違いをエネルギーに変換することで成立してきたと言える。

ただし、全数調査を目指して行われた調査ではあるが、本研究が対象とした団体はそれでも被災写真救済活動を担った団体の一部に限られる点には留意が必要であろう。

3-12. 被災写真返却活動における第2の喪失についての実践研究（宮前・渥美 2017）

被災写真返却の場が被災者に与える影響について考察した論文が宮前・渥美（2017）である。第1著者の宮前氏が岩手県野田村での被災写真返却活動のフィールドワークを開始したのは2014年からであり、活動の立ち上げに関わっていない研究者だからこそ持てる視点で切り拓かれた研究群の先駆的な存在となっている。

宮前・渥美（2017）は岩手県野田村でのフィールドワークの中から、被災者の中でも写真返却の場に積極的に参加するのではなく一定の距離を置く人々とのやりとりを中心とした4編のエスノグラフィを題材として、被災者の喪失が二重化していることを指摘し、物理的な喪失である「第1の喪失」に対してその喪失を想起する機会自体の喪失「第2の喪失」が存在することを論じた。また、津波に流され回収されたことにより、個人（あるいは家族）の記憶を記すものであったはずの写真が野田村という集団の持つ記憶の一部に位置づけられたものへと再編されていることを指摘し、集合的記憶に関する議論（Halbwachs 1950; Connerton 1989）との関連を示した。その上で、写真返却の場にて参加者が、他者の写真や本人が存在を忘却していた写真を手に取った際に引き起こされる豊穡な「忘れら

れた語り」こそが、集合的記憶の一部としての被災写真を返却する場が、被災者に「第2の喪失」からの回復の一助を与える鍵となっている可能性を論じた。被災写真救済活動と集合的記憶論とを事例内在的に結びつけた点は、被災写真救済活動に関わる研究への重要な貢献として評価できるであろう。

他方で、被災写真救済活動に関わる他研究や評者がこれまでに関わってきたフィールドでの問題関心からは、以下の視点を付け加えることができるだろう。まず、論文の前提としてこれまで被災写真救済活動に関わる研究において被災者に焦点を当てたものが存在しなかったとされている(宮前・渥美 2017: 123)が、柴田・吉田・服部・松本(2014)での詳細な記録と被災者へのインタビュー事例が存在する。また、溝口(2013a)および溝口(2014)も活動の担い手と被災者との相互作用に着目していた。とはいえ、被災写真の返却会場に距離を置く被災者をあえて中心に据えて記述した研究が少なかったことは間違いない。このことは、宮前・渥美(2017)以前の事例研究が主に被災写真救済活動の立ち上げや継続に関わった研究者たちの手によるものであったことに関係するだろう。返却会場へ足を運ばない、運ばない被災者が存在することは、立ち上げや継続に関わるアクターにとっては論文に記すべき情報であるよりは、解決に努めるべき課題となる。足を運ばない理由の確認に努め(移動コストの問題であるのか、開催形式の問題であるのか、心理的な問題であるのか等)、足を運んでもらうための工夫を考えるか(会場への移動コストを下げる、1人で探せる機会を作る、あるいは一見関係のないイベントに出張する等)、気が変わった時のために返却体制を長期的に維持する方法を考える。宮前・渥美(2017)の功績は、被災写真救済活動の現場で肌感覚として共有されていたこうした前提を、学術研究の中で明文化したことに求めるべきであろう。

写真返却の形態については、野田村が被災者の住む仮設住宅へのお出張を行うのに対し、野田村以外の被災写真救済活動においては常設の展示会場を設けて被災者に足を運ばせる形式を取っていると記されている(宮前・渥美 2017: 125)。ただし、出張での写真返却は高い返却率を上げた岩手県大船渡市で積極的に行われていたし、常設の返却会場が存在していた山元町や互理町でも出張返却は併用されていた。出張はむしろ一般的な形式であったと言って良いだろう。溝口(2014)で示された通り被災写真の返却には形式は多数存在する。常設会場での返却だけではなく、期間限定で会場を借りての返却を行う地域も多い。出張返却も一般的で、仮設住宅へのお出張のほか、夏祭りや芋煮会あるいは復興に関わる行事などイベントへのお出張、商用施設へのお出張、デジタルデータを用いてPCのみでの遠方出張も存在する。どの形式を取るかはその地域の活動の経緯による(溝口 2014)ことが重

要であるが、さらに重要なのはこれらの返却形式を状況に応じて組み合わせる地域が多いということだ。時間をかけて探したい被災者には常設会場が向くであろうし、移動手段の限られる被災者には出張での返却機会を用意する。地域ごとに多様な制約のある中で被災写真返却の場が戦略的に設計されていることには留意するべきであろう。このことから、被災写真返却の場が被災者に与える影響を論じる宮前・渥美（2017）の結論が、設計される場の種類に影響を受けるものである可能性を指摘することができる。

「第2の喪失」という概念については精査が必要かもしれない。災害による「第1の喪失」の次に、写真が見つからないという出来事が付け加えられた際に「第2の喪失」が出現するかのように宮前・渥美（2017）では記述されている。しかし、「第2の喪失」がそのような出来事の加算の結果として出現するのだとすれば、以前の津波被害や水害においても「第2の喪失」が広域に確認されたはずであり、東日本大震災で初めて被災写真救済活動が興ったことに説明がつけられなくなる。「第2の喪失」が先にあり、結果として被災写真救済活動が出現したのではない。むしろ、被災写真救済活動が興ったからこそ「第2の喪失」が起こるのではないか。津波に流された写真の一部と再会することが可能になったからこそ、写真を取り戻した人々が出現するからこそ、取り戻していない被災者にもう1つの喪失が生まれることになるのである。「第2の喪失」は出来事の加算により出現する現象ではなく、出来事を契機とした差分により出現する現象なのではないか。

3-13. デジタル技術の普及とインターネット・コミュニケーションの進展のもたらした芸術、文化の変容：プロシューマー型文化の拡大（谷口 2017）

現代の芸術において「プロシューマー」型の文化が拡大しているか否かを検討した谷口（2017）の第3章において、被災写真救済活動および被災写真の展示活動である LOST& FOUND PROJECT 展が題材として取り上げられている。プロシューマー（Prosumers）とは、トフラー『第三の波』（Toffler 1980）にて作られた造語で、コンシューマー（消費者）であると同時に、自身やその身近な人々に関わる製品やサービスを生産するプロデューサー（生産者）側にも携わる人々を指すものである。第二の波（産業革命）にて専門分化と分業化が促進されたことにより分離した生産者と消費者が、第三の波たる情報技術革新に伴い再び融合することをトフラーは予言した。谷口（2017）では、デジタル技術の普及により、一方向的な情報伝達に基づく文化（谷口によればマス・コミュニケーション型文化）から双方向的な情報伝達に基づくプロシューマー型文化が拡大していることを、芸術の分野において検証した。

ただし、取り上げる事例の少なさもさることながら、芸術におけるプロシューマー型文化の拡大を検証するための題材として被災写真救済活動およびLOST&FOUND PROJECT展を用いることが適切であるかどうかについては注意が必要であろう。双方向的な情報伝達手段の発展が重要であったという観点では、LOST&FOUND PROJECT展よりはむしろ被災写真救済活動の方がプロシューマー的な活動であったと言えるかもしれない。とはいえ、被災写真救済活動はもちろんLOST&FOUND PROJECTもまた、第一義的には東日本大震災に関わる支援活動として行われているのであって、芸術分野での事例として扱うのはいささか乱暴であるかもしれない。

もちろん、一種のインスタレーションとして行われる被災写真展示LOST&FOUND PROJECTは企画者の意図はどうかであれ一種の芸術活動として捉えられる傾向がある。実際LOST&FOUND PROJECTを巡っては、芸術作品としての位置付けおよび「作者」についての議論がなされてきた。写真評論家の飯沢耕太郎はLOST&FOUND展のチラシに記載された「この写真展で展示されるのは誰かの作品ではありません」という文言に対し、穿った見方をすればこの写真展が「津波の作品」と言えるのではないかと記している(飯沢 2014: 194)。LOST&FOUND PROJECT展の企画者である高橋宗正と飯沢耕太郎、そしてキュレーターである小原真史によるトークイベント「津波と、写真と、小さな言葉」(2014年5月7日 於 Tokyo Institute of Photography)では、高橋宗正の作品としてプロジェクトが一人歩きする危惧について盛んに議論がなされた。しかしいずれにせよ、厳密な意味では消費および制作をその従事者自身が明確な意図を持って行うことを前提とした制作物に対する議論であるはずのプロシューマー論をLOST&FOUND PROJECT展に適用することはやや強引かもしれない。

また、被災写真救済活動が広がり継続性をもったことについて谷口は4つ(厳密には5つ)の要因を指摘している¹⁵⁾。しかし、それらが要因として適切であるかどうかについては留意が必要であろう。1つ目の要因として挙げられている「活動参加へのハードルの低さ」は、活動の参加形態に適合したボランティアを動員するというマッチングの問題に還元できる。谷口は宮城県山元町をはじめとする被災写真が全国の有志団体の手で遠隔地洗浄された際に福島第一原発事故による放射能汚染を疑われなかったと断じた上で3つ目の要因「写真の持つ呪術性」を論じているが、これも団体同士のマッチングで説明できる。

15) 要因として1「活動参加へのハードルの低さと企業や専門家による支援」2「被災写真の量の膨大さ」3「写真の持つ呪術性」4「間接的に死と喪失に触れる行為であること」(谷口 2017: 32)が挙げられている。ただし、1つ目の要因は「活動参加へのハードルの低さ」と「企業や専門家による支援」に分けるのが適切であろう。

放射能汚染への懸念を示す団体が全く存在しなかったわけではなく、そうした懸念がある中でも作業を引き受けてくれる団体を選択し連携したというのが事実に近いであろう。被災写真救済活動の展開と継続については、普遍化する要因ではなく、特殊事情同士の結合を考える必要がある（溝口 2014）。いずれにせよ、活動の要因解析については溝口（2016）のような計量的な検討と合わせて行う必要があるだろう。

とはいえ、被災写真救済活動を芸術の分野と結びつける可能性を示した点で谷口（2017）は示唆的である。LOST&FOUND PROJECT展だけではなく、より作品性を高めた企画展である「Moving Distance: 2579枚の写真と11通の手紙」展（2014年2月28日-3月16日 於東京芸術劇場）や、美術館以外での展示を試みた「仮留める、仮想ねる」展（2019年2月23日-24日 於 エキスポシティ）に対しても考察の射程を広げることができるかもしれない。

3-14. 被災写真返却活動における「語りえないこと」の恢復（宮前・渥美 2018）

宮前・渥美（2017）に続き、岩手県野田村でのフィールドワークを手段とし、被災者の中でも写真返却の場において語りを引き出せなかった事例を中心とした4編のエスノグラフィを題材として、言語化不可能な経験の存在を言語化することの可能性を論じたのが宮前・渥美（2018）である。返却した被災写真の内容について尋ねるも頑なに「秘密」であると語られた事例に着目し、語り難い経験を、語り難いものとして言語化すること、経験を共有することが不可能な非当事者に対して共有の不可能性自体を言語化することに、復興過程における新たな公共性の発露を見出す。宮前・渥美（2018）は、言語化可能な経験のみを収集してきたそれまでの諸実践に一石を投じる形で、災害と記憶の研究・実践と被災写真救済活動とを結びつけている。

とはいえ、本稿の論証に疑問がないわけではない。宮前・渥美（2018）では、言語化不可能な経験を知覚する手段をロランバルトの提示した概念「プンクトゥム punctum」に求めている。しかし、テキストと写真との差分（写真の語りえない部分）を知覚させる作用のことを指すプンクトゥムによって、言語化不可能な経験の知覚全てを説明する議論にはやや強引な印象を受ける。この前提を受け入れてしまうと、語り得ないものが全て写真の中に内包されていることになりはしないか。本稿で導き出された結論の意義に疑問を挟む余地はないが、その結論が被災写真を経由する必要があるか否か、あるいはそもそも写真を経由する必要があるか否かについては検証を行う余地があるだろう。

以下、他研究との関係で視点を付け加えよう。被災した当事者と非当事者との間での経験の共有が不可能であること自体は、活動実践の領域では溝口（2013）および溝口（2014）

が取り上げており、むしろ被災写真救済活動を支える前提として論じられている。

被災写真の逆説的な公共性については、先に取り上げたジェフェリー・バッチェン (Batchen 2014) の議論との比較が行えるかもしれない。宮前・渥美 (2018) は、写真の持ち主たる被災者の語りに焦点を当て、語り得ないことを言語化する行為に公共性の萌芽を読み取っている。それに対し、バッチェンは損傷した写真自体が集合的に放つメッセージに公共性の萌芽を読み取っている。

3-15. 「災害アーカイブ」とはなにか：関西災害アーカイブ研究会の一年 (高森・溝口・岡部2018)

高森・溝口・岡部 (2018) は、2017年から活動を開始した「関西災害アーカイブ研究会」の中間報告である。災害アーカイブ概念を精査するための事例の1つとして被災写真救済活動が取り上げられている。

被災写真救済活動と関連する箇所を抜粋しよう。高森・溝口・岡部 (2018) は、そもそもその外延が動性を備えている災害アーカイブという概念に対して、研究会における矢守克也の報告を引き合いに、3つの視点から整理することが提唱されている (高森・溝口・岡部 2018: 27-29)。第1の視野は「who 誰が主体になるのか」である。災害の伝承に伴う困難は、被災地でしばしば聞かれる「わたしに語る資格があるのでしょうか」という言葉に現れている。災害を語る資格をめぐる問題には ①他の被災者と比較して自分に語る資格があるかを問うケース ②聞き手に対して自分が語る資格があるかを問うケース ③亡くなった家族を念頭において自分に語る資格があるかを問うケース ④かつての自分との比較において今の自分に語る資格があるかを問うケースという4つの位相が存在する。災害を語る資格を論じるにあたっては、生存者だけではなく、言葉を発することのできない死者をも比較の対象として考える必要がある。この議論では外部支援者による物語化の禁忌を論じた柴田・吉田・服部・松本 (2014) とは異なり、「災害を語る資格」が、例えその主体を地元住民あるいは被災者に絞ったとしても、一義的に決められるものではないことが前提となっている。

第2の視野は「what 何を残すのか」である。災害アーカイブのにおいて残される対象には、あらかじめ定められた目的が変容し、事後的に新たな価値を持つものがあり得る。象徴的な事例は阪神・淡路大震災で犠牲になった少女が生前使用していたハサミが20年を経て発見され家族の元に届けられたというものである。時を経て事後的に「遺品」という価値が見出されることに災害アーカイブの特性の1つが表れている。被災写真もまた、震

災を経て関係者にとってかけがえの無い思い出（あるいは遺品）となり、時を経て社会にとっても災害をめぐる想像力を賦活するという役割も担うことになる（高森・溝口・岡部：28-33）。被災写真救済活動および LOST&FOUND PROJECT の場合はさらに、特定の専門家によるキュレーションではなく、一種のピックデータからの無作為な抽出が手順として含まれている点で「何を残したか」を超えて「残ったものから何を見出すのか」という価値創出にもつながる点が指摘されている。

第3の視野は「when 過去の経験は現在も同じなのか」である。あたかも実体として存在しているかに見える災害は、実際には事後的に成立している。災害アーカイブは過去をプロスペクティブな視野でみることを前提とするが、過去の体験はレトロスペクティブな視点で振り返られるのであり、その前提には理論的な困難が伴っている。災害アーカイブの実践は、必要とされてしまう一方で、それ自体が問題含みの行為なのである（高森・溝口・岡部 2018: 32-35）。被災者のための災害アーカイブではなく、災害を経験していない人々、いわば「未災者」（諏訪 2017）のための災害アーカイブを考えることが求められる。

高森・溝口・岡部（2018）は、被災写真の返却活動と災害アーカイブとが接合してしまうことを「未災者」のためのアーカイブを実践する足がかりとした。この探求は後に、アーカイブを通じた災害の「知り得なさ」「語り得なさ」と向き合い応答する方法を模索する場としての「仮留める、仮想ねる」展（2019年2月23日-24日 於 エキスポシティ）における実践へと繋がっている¹⁶⁾。

3-16. 〈不在〉の写真を見る／撮る（宮前2019）

ロラン・バルトによる写真論を元に震災をめぐる記憶と写真の様相について考察した論文が宮前（2019）である。2篇のインタビューを題材とし、現在は存在しなくなってしまった対象が写っている「現実にはもうないものが写っている」写真、および かつての姿を写した写真が残っておらず現在の〈不在〉のみが残っている「〈不在〉の写真」に注目し、被災者それぞれの被災体験を復興という大きな物語に回収されないよう想起する可能性について論じた。

宮前（2019）では議論の端緒として被災写真が登場するのであるが、中盤以降のインタビューにて題材となる写真はいずれも震災の前後に記録としてあるいは作品として撮影さ

16) 「仮留める、仮想ねる」展（2019年2月23日-24日 於 エキスポシティ）については artscape 2019年3月01日号におけるレビューも参照されたい。 https://artscape.jp/report/review/10152765_1735.html（2020年11月19日取得）

れた写真であり、津波に流され回収された被災写真ではない。展開される議論の是非についてはここでは語らないが、ロラン・バルトの写真論との接続も含め、考察と被災写真とのつながりについてもう少し示唆が欲しかった。

他研究との関連から宮前 (2019) の構想を広げてみよう。震災に関わる写真としては、宮前 (2019) が挙げている「現実にはもうないものが写っている」写真および「〈不在〉の写真」とは異なる類型として被災写真を扱う必要があるのではないだろうか。被災写真は、既存の写真論が前提とする写真とは異なり、それ自身が物理的に劣化および損傷している。「現実にはもうないものが写っている」写真および「〈不在〉の写真」とは異なる第3の類型として被災写真を論じるのが妥当ではないか。

宮前 (2019) はロラン・バルトによる写真論の中でもプンクトゥム (テキストと写真との差分を知覚させる作用のこと) に着目しているが、むしろ注目すべきは被災写真という題材が、これまでロラン・バルトの写真論研究の射程から外れてきた要素、すなわち画像の劣化・欠損を伴っていることではないか。実際、ジェフェリー・バッチェンは、バルトの『明るい部屋』の再解釈を行う中で、彼が亡き母親との記憶について論じる有名な節において、バルトが題材とする写真が「角がすり切れ、うすいセピア色に変色」(Bartes 1980=1985: 82) したスナップ写真であったこと、そしてバルトがその劣化し損傷した写真を読者のために複製することを拒否したことに注目している。劣化し損傷した写真の不在の現前こそが、「その中に読者それぞれが自分の愛する人のスナップ写真を投影するような、空虚」(Batchen 2008: 174) となっているのである。

溝口 (2012) は欠損した写真に関する分析および、欠損した写真を軸とした被災者とのコミュニケーション (画像が欠落しているからこそ起こるコミュニケーション) について、事例を元に考察を行っている。溝口 (2012) が手がかりとしたのはニクラス・ルーマンによるメディア論であるが、劣化・損傷した写真を軸に再解釈するならばロラン・バルトによる写真論との接続も可能であるのかもしれない。

宮前 (2019) が示唆した震災に関わる写真とロラン・バルト写真論との接合可能性は、直接に被災写真へ、特に LOST&FOUND PROJECT 展や溝口 (2012) が題材とする欠損の著しい写真へと襲用すべきものと言えるのではないだろうか。

3-17. The Picturescure Movement: restoring photographs following the 2011 tsunami in Japan (Miyamae and Atsumi 2020)

Miyamae and Atsumi (2020) は、岩手県陸前高田市における写真返却と岩手県野田村

の写真返却とを比較する中で、なにかができるようになることを共通の目標に置くような「めざす」関わりに対し、「寄り添う」「ただそばにいる」を例とする「すごす」関わりもまた重要であることを論じている。被災写真救済活動において大きな立ち位置を占めている岩手県陸前高田市の写真返却を事例に上げた論文であることが被災写真救済活動を巡る研究の中で重要な貢献であるし、宮本（2015）に示唆を得ながら「めざす」関わりに対して「すごす」関わりを投じた功績は大きい。

ただし、野田村の写真返却の場が実現するとされる「すごす」関わりというあり方を強調する一方で、写真返却の場自体の確保についての考察が据え置かれている点は、再検討を行う余地があると言えるかもしれない。

「すごす」関わり、あるいはその一例としての「寄り添う」「ただそばにいる」支援活動は、それ自体を目的とすることができない、一種の虚焦点として機能している。確かに、何らかの目的とは別に「ただそばにいる」ことが結果的に意味を持つ支援活動はあり得よう。しかし、仮に「ただそばにいる」ことを明示的に主目的とした活動を立てるとすれば支援として不適切となろう。支援を届けるべき被災者に目的を説明する際には、あるいは行政をはじめ、学術の世界の外にある組織と連携をする際の目標を説明するためには、さらには予算や場所を確保する際の理由を論じるためには、「すごす」関わりの重要性や「ただそばにいる」ことの意味を説くだけでは不十分であろう。学術に閉じた世界であればともかく、この知見を開けた世界での予算獲得や場所の確保に活用するには工夫が必要かもしれない。

声なき声を汲み取りそれに応えるためのアプローチとして「すごす」関わりの必要性は疑いようがない。一方で、それを実現するための場の確保も必要だ。前例がない中で形作られていった被災写真救済活動にとって、場の設計が要となる。「すごす」関わりを十全なものとして実現するためには、場所や予算の確保に関する戦略を含む広義の「めざす」関わりが同時に重要となろう。逆に、陸前高田市の被災写真救済活動もまた、「めざす」関わりのみではなく「すごす」関わりを伴って構成されているはずである。

また、「めざす」関わりを志向する事例との比較を行うのであれば、被災写真救済活動のモデルを早期に確立した3地域（気仙沼市、大船渡市、山元町¹⁷⁾）についても分析の射程を広げるべきであろう。その意味で、事例選択の適切さについても検討の余地があると言える。

17) 「めざす」関わりを突き詰めた結果「すごす」関わりに近い関わり方が得られた事例については、高森・溝口・岡部（2018）に記録されている山元町の事例も参考になるだろう（高森・溝口・岡部 2018: 31-32）

3-18. 災害復興をめぐることばの諸相 (近藤・宮本・石原ほか2020)

災害復興に関わる「ことば」に着目したメタ分析を行なった研究が近藤・宮本・石原ほか (2020) である。主に日本災害復興学会に所属する有志の研究員で構成された「復興ワードマップ研究会」の手で進められた一群の研究の中で、1節を割いて被災写真についての分析がまとめられている (近藤・宮本・石原ほか 2020: 6-7)。

この研究が異彩を放っているのは、被災写真救済活動についての初めてのメタ分析であることだ。語られた「ことば」に注目し包括的に調査を行なった結果として、当初は主に文化財としての写真の救済対象を指していた「被災写真」が、東日本大震災以降に個人所有の写真を対象とする用法を伴うようになり、そしてボランティアを始めとする支援団体の救済の対象を指す言葉へとその外延を広げていき、いまや一種の復興の象徴を示すものとしてみなされつつあるという諸相を描き出している。

特記するべきは、東日本大震災初期に「被災写真」がまず法的な対象として扱われたという点を指摘していることであろう。当時被災写真を根拠づけるとみなされた法律は2つあり、それが遺失物法と水難救護法であったとされる。個人所有の写真・アルバムが持ち主不明の状態で大量に回収されるという前例のない事態を前に、遺失物法に従い保管期限を3ヶ月とするか、それとも水難救護法に従い6ヶ月とするかが、それぞれの地方自治体を悩ませた。結局のところ、個人の情報と紐づけられない大量の写真の扱いが既存の法律の射程を逸脱していたことから、他の自治体での事例を参考として保管期限を伸ばすことを選択した自治体が多かった。ボランティアやNPO・NGOが前例のない状況で良き前例を作って行くことに邁進した被災写真救済活動を象徴する話題とみなせようが、いずれにせよ、被災写真が初期には一部の自治体で法的な議論の対象となったこと、徐々に法的な議論の対象から外れていったことを記している点は特筆に値する。

また、近藤・宮本・石原ほか (2020) では、東日本大震災以前にも「被災写真」が家族写真の救済として用いられた例が2005年の台風14号の際に報告されたケースが存在する (山内 2007) ことが指摘されている¹⁸⁾。

近藤・宮本・石原ほか (2020) は東日本大震災以降の被災写真救済活動についても触れ

18) 山内・増田 (2007) は溝口 (2020) でのレビュー対象から漏れていたため、被災写真救済活動に関する論文を包括的に集めることを目的としている本稿にて、他の研究と比べた場合の特徴について簡単に列挙しておこう。山内・増田 (2007) では2005年台風14号の時点でボランティアによる民家の片付け・撤去の作業中に家族写真が見つかる場合があったこと、しかしそれらの多くは廃棄処分されてしまう可能性が高かったことが述べられている。非専門家であるボランティアの手による作業が想定されていない点、また水による洗浄ではなく乾燥とコーティング、およびデジタル化による保全に重きを置いている点に特徴があると言える。

しており、2018年の西日本豪雨で多大な被害を受けた岡山県倉敷市真備町を中心とした写真救済活動の存在およびその活動の遠隔サポートが関西をはじめとした6箇所で行われていることに触れた最初の論文ともなっている¹⁹⁾。

4. 考察

被災写真救済活動に関する2014年以降の研究では、被災写真とその救済活動に様々な角度から光が当てられた。溝口（2020）の射程となっていた2013年までの研究では、専門知と実践知との乖離が見られたのに対し、2014年以降は非専門家たるボランティアの動員を前提としたガイドラインを整備することで文化財修復の専門知と実践知が徐々に結びついていった（白岩2014；総務省 2014；Shiraiwa, Yamaguchi and Arai 2015）。

被災写真救済活動に特化した専門知が蓄積された一方で、研究同士の参照は不十分であったと言えるだろう。活動実践と研究とを切り離して論じることが可能となった2014年以降、被災写真救済活動に関する研究はむしろ地域と時期を限定し、個別化していく（溝口 2015；RD3 プロジェクト 2016；宮前・渥美 2017；谷口 2017；宮前・渥美 2018；宮前2019；Miyamae and Atsumi 2020）。

一方で、ある程度包括的な視野をもって被災写真救済活動を俯瞰しようとした研究も現れた（溝口 2014；溝口 2016；近藤・宮本・石原ほか2020）。しかし、それぞれの研究同士の参照は盛んには行われておらず、応急処置としての冷凍保存やホクサイド R-150の使用等の蓄積された専門知（白岩2014；総務省 2014；Shiraiwa, Yamaguchi and Arai 2015）もまた研究において（実践においても）ほとんど参照されることがなかった。2014年以降の論文でも、それぞれの研究者にとってアクセスしやすい事例と資料が使われており、依然として事例選択のバイアス（King, Keohane and Verba 1994）がかかっていると言えるだろう。

事例を参照するにあたって注意しなければならないのは、被災写真救済活動と称される活動が一枚岩ではないことであろう。これまでなされた研究群は、被災写真救済活動ということばが指し示す事例の全体から見るとごく一部に光を当てたに過ぎない。活動を形作る様々な要素は、地域ごとに、そして時期ごとに大きく異なる。回収された写真の枚数はどの程度か。回収された際の写真の状態はどの程度であったか。水による洗浄を行うか否か、デジタル化を行うか否か。洗浄の際に写真の処分を行なっているか否か。返却は常設

19) 真備町で回収された被災写真の遠隔地戦場については宮前（2020）でも言及されている。

の会場で行うのか、仮設住宅等への出張か、それとも併用か。活動を担う団体は地元住民であるのか、外部支援者であるのか。地元住民であるとして、人件費が確保されているのか。人件費が確保されている場合にはどのような事業形態をとっているのか。活動拠点は用意されているのか。返却会場は用意されているのか。

活動の形態は各現場でガラパゴス的に発達している (溝口 2014) というのが実情であろう。とはいえ、地域ごとに課された制約と活動主体によってある程度の類型化ができる可能性がある。地域ごとの事例を摘むだけではなく、被災写真救済活動の全貌を今一度俯瞰できるような研究が望まれる。

図らずも時間的・空間的に広く分布してしまった被災写真救済活動は、その外延の多様さゆえにそれぞれの問題関心に従って切り取られ、多様な切り口から要約されてきた。しかし比較を通じて浮かび上がってくるのは、個々の論文が一見バラバラであるように見えて、実はいくつかの論点を共有しているということである。

1つの鍵は2014年以降の研究の中で出現する集合的記憶および災害アーカイブの議論と被災写真救済活動との接続である (宮前・渥美 2017; 高森・溝口・岡部2018)。当事者の存在抜きには行い得ない支援活動の実践から、いずれ非当事者によって行われなければならない記憶の伝承へと切り替わったとき、主体の問題が前面化する。写真史や芸術からのアプローチ (Batchen 2014; 谷口 2017) もまた、当事者以外の手によって災害の体験が「伝わって」しまうことに着目した点で主体性の問題を共有していると言えるかもしれない。ここでは行為の種別ごとに主体を分類することで論文ごとの結論を比較してみよう。

① 作業に従事するのは誰か

作業従事者について、文化財修復を専門とする初期の論文では、専門家による作業が念頭に置かれており (本多・川瀬 2007; 鈴木 2010) これが1つの極を成している。もう一方の極には、地元住民による作業を理想とする立場 (柴田・吉田・服部・松本 2014) がある。しかし文化財修復を専門とする論文に限って言えば、2014年以降は一般家庭から回収された被災写真の応急処置を考える際に非専門家の動員を考える必要があることが強調されてきた (白岩 2014; 総務省 2014; Shiraiwa, Yamaguchi and Arai 2015) し、その場合は外部支援者の動員となる可能性は高いと考えられる。一方で、海外では専門家によって構成されるチームが作業に従事する事例が存在する (Macalister 2015)。

非専門家による作業を行うにあたってはガイドラインの作成が有効であることは白岩 (2014) で述べられている通りである。ただし、ガイドライン共有方法の見直しは検討され

るべきかもしれない。写真修復の技術に関して言えば、応急的な冷凍保存、エア・ストリーム乾燥法等、ガイドラインで勧められている方法は東日本大震災後の被災写真救済活動において実践されておらず、研究においても参照されていない。また、Shiraiwa, Yamaguchi and Arai (2015) で検証されたホクサイド R-150 の使用等、有効な専門知が新たに得られる場合のことを考えると、ガイドラインを更新する仕組み、および複数のガイドライン間での見解をある程度統一する仕組みが必要となるだろう。

作業に従事するボランティアの動員に関しては、渥美 (2014) が述べるようにボランティアが秩序化されることに伴う困難「秩序化のドライブ」が課題となる。渥美 (2014) は支援された経験のある被災者が支援者に回る「被災地のリレー」に希望を見出すのに対し、溝口 (2014; 2016) は特殊事情の戦略的マッチングによる災害ボランティア未経験者の動員に希望を寄せている。作業従事者を巡っては、文化財修復の専門家であるべきか否かという軸とは別に、災害の「専門家」であるべきか否かという軸が立ち上がる。

② 活動方針を決定するのは誰か

活動方針を決定する主体が誰であるべきかという議論もまた、論者によって大きく意見が分かれる。意思決定を地元住民に任せることを理想とする立場 (柴田・吉田・服部・松本 2014) もあれば、第三者としての適切な介入を是とする立場 (渥美 2014; 溝口 2014) もある。作業者として非専門家を動員することを念頭に置く場合には、方針決定の全てを地元住民のみで行うことには困難が伴うと考えられる。一方で、外部支援者の介入を前提とする戦略 (渥美 2014; 溝口 2014; 溝口 2016) は個別具体的な事例研究に留まっており、再現性のある結論が得られていないことに留意が必要であろう。作業方針の決定にあたって、専門家の知見を取り込むことが重要であるが (白岩 2014)、どの分野の専門知をどこまで取り込むか、その判断を誰が行うべきであるのか。現時点で一般解はない。活動方針の決定をどのようになすべきかは、豊富な局所解を精査する中で改めて検討されなければならないであろう。

③ 語るのは誰か

被災写真およびその救済活動を記録として語り継ぐ主体についても多様な立場が取り得る。地元住民のみに語る資格がある (柴田・吉田・服部・松本 2014) とする立場がある一方で、被災者が語ること自体の難しさを念頭に、一人一人の物語を尊重する立場も存在する (宮前・渥美 2017; 2018, 高森・溝口・岡部 2018)。また、長期的な視野で考えると、非

当事者が未災者へと伝えるための仕組みを模索する必要がある (高森・溝口・岡部 2018)。

災害の記憶の伝承という観点から示唆的なのは、プライベートかつローカルな内容を示すはずの被災写真に、災害の記憶を公共的に伝える役割を読み取る Batchen (2014) の議論であろう。被災により損傷した写真の集合体が、自分たちと変わらない人々が突如として悲劇に見舞われたこと、いわば等身大の被災への想起を促す。被災した物質を媒体として、語る主体、メッセージを受け取る主体を広くとらえる可能性がここに開かれている。注目すべきは Batchen (2014) の議論が、高森・溝口・岡部 (2018) と同様に、写真を一種のアクターと見做すことで成立している点である。LOST&FOUND PROJECT の特徴は、あらかじめ定められた目的が変容した写真を介した記録であること、また特定の主体によるキュレーションとは異なり一種のピックデータからの無差別な抽出という手順を踏んだ記録であることにある (高森・溝口・岡部 2018: 28)。災害の記憶伝承については、語り継ぐ主体だけではなく、残す対象が何であるのかについての軸も同時に展開され得るのである。ただし、語る主体の (あるいは語られる対象の) 多様性を切り拓く議論もまた、個別具体的な事例の提示に留まっていることに注意する必要があるだろう。

溝口 (2020) および本稿で示したように、被災写真救済活動をめぐる研究は未だそのごく一部を対象とするに留まっている。本稿では主体性を軸とした整理を行なったが、これもまた1つの視座に過ぎない。被災写真救済活動に関わる先行研究を網羅的に集めた本稿および溝口 (2020) が、研究成果を掛け合わせるための一助となることに期待したい。

最後に本研究の射程から漏れる事例についても指摘しておこう。今後の被災写真救済活動について研究するにあたっては、東日本大震災以降の写真洗浄についてもまとめる必要がある。最近では近藤・宮本・石原ほか (2020) や藤本・浅田 (2020) で取り上げられていたように、岡山県倉敷市真備町での被災写真の洗浄活動²⁰⁾ が今なお継続している。また、コロナ禍において被災写真救済活動、特に返却会は開催が難しいことが予想される。フィールドワークに困難が伴うであろうが、コロナ禍における被災写真救済活動の動向についても調べる必要があるだろう。

20) 岡山県倉敷市真備町の被災写真救済活動について興味深い点として、活動の主催者が東日本大震災の際に被災写真救済活動を遠隔地で実施する団体の中心人物であったことを挙げることができる。東日本大震災の際に遠隔地での写真洗浄を行っていた人物が、西日本豪雨の際に被災地での写真救済活動を立ち上げるに至った (藤本・浅田 2020)。真備町の事例は、支援を受けた被災者が新たな災害に遭った他の地で被災者を支援する「被災地のリレー」 (渥美 2014) とは異なる形で支援のリレーを成していると言えるかもしれない。

〈参考文献〉

- 新井英夫, 2013, 「津波水損写真——カビ被害への対策」『日本写真学会誌』76(1): 8-10.
- 渥美公秀, 2014, 『災害ボランティア——新しい社会へのグループ・ダイナミクス』弘文堂.
- Barthes, Roland, 1980, *La Chambre Claire: Note Sur la Photographie*, Paris: Gallimard. (=1997, 花輪光 訳『明るい部屋——写真についての覚書』みすず書房.)
- Batchen, Geoffrey, 2008, "Snapshots: Art History and the Ethnographic Turn" (=2008, 甲斐義明訳「スナップ写真——美術史と民族誌的展開」『写真の理論』月曜社.)
- Batchen, Geoffrey, 2014, "Reverie: Lost and Found," 高橋宗正『津波、写真、それから』赤々舎, 141-143.
- Connerton, Paul, 1989, *How Societies Remember*, (=2011, 芦刈美紀子訳『社会はいかに記憶するか——個人と社会の関係』新曜社)
- DNP フォトルシオ, 2011, 「大切な写真プリントが水や泥をかぶって汚れてしまった場合の対応方法」
http://www.dnpphoto.jp/topics/20110406/topics_news_20110406.pdf (2020年11月19日取得)
- 富士フィルム, 2011, 「被害を受けた写真・アルバムに関する対処法」
<https://fujifilm.jp/support/fukkoshien/index.html> (2020年11月19日取得)
- 藤本智士・浅田政志, 2020, 『アルバムのチカラ 増補版』赤々舎.
- Halbwachs, Maurice, 1950=1968, *La Mémoire Collective*, (=1989, 小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社.
- 本多達哉・川瀬敏雄, 2007, 「『福井豪雨』による水害被災写真原板の状況と救済について」『日本写真学会誌』70(2): 91-95.
- Japan ICOMOS National Committee, 2011, *The Great East Japan Earthquake: Report on the Damage to the Cultural Heritage*, <https://icomosjapan.org/news/news111120.pdf> (2020年11月19日取得)
- Japan ICOMOS National Committee, 2014, *Progress Report of Great East Japan Earthquake Recovery: Present State of Affected Cultural Heritage*, <http://www.japan-icomos.org/pdf/震災中間レポート.pdf> (2020年11月19日取得)
- 鎌田桂成, 2011, 「東日本大震災による被災写真の救済」『日本写真学会誌』74(4): 181-186.
- 環境大臣, 2011, 「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」<https://www.env.go.jp/jishin/sisin110326.pdf> (2020年11月19日取得)
- King, G., R.O. Keohane and S. Verba, 1994, *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton: Princeton University Press. (=2004, 真淵勝 監訳『社会科学のリサーチ・デザイン: 定性的研究における科学的推論』勁草書房.)
- コダック, 2011, 「写真プリントやフィルムが水濡れした時の救済について」
<http://www.jp.kodak.com/JP/ja/corp/info110330.shtml> (2020年11月19日取得)
- 近藤誠司・宮本匠・石原凌河・李フシン・立部知保里・大門大朗・宮前良平, 2020, 「災害復興をめぐることばの諸相——復興ワードマップ研究会による基礎的考察」『復興』8(5): 35-45.
- 飯沢耕太郎, 2014, 『現代日本写真アーカイブ: 震災以後の写真表現2011-2013』青弓社.
- Macalister, Fiona, 2015, "Preparing for the Future: Mitigating Disasters and Building Resilience in the Cultural Heritage Sector," *Journal of the Institute of Conservation*, 38(2): 115-129.
- 三谷はるよ, 2012, 「ボランティア・ケアラーは誰なのか?——ボランティア的行為における“K”パターンの再検証」『フォーラム現代社会学』11: 29-40.
- 三谷はるよ, 2015, 「一般交換としての震災ボランティア——『被災地のリレー』現象に関する実証分析」『理論と方法』30(1): 69-83.
- 宮本匠, 2015, 「災害復興における“めざす”かかわりと“すごす”かかわり——東日本大震災の復興曲線インタビューから」『質的心理学研究』14: 6-18.

- 溝口佑爾, 2012, 「メディアの生成する場を被災地に見る — 被災写真とルーマンメディア論の交互作用」『社会システム研究』15: 33-44.
- 溝口佑爾, 2013a, 「『終焉』後のボランティア — 東日本大震災における被災写真救済活動を事例として」『社会システム研究』, 京都大学大学院人間・環境学研究科社会システム研究刊行会, 16: 163-179.
- 溝口佑爾, 2013b 「情報ボランティアから思い出の救済へ — 『予想外』に対応する支援の試み」『災後の社会学 No.1』震災科研プロジェクト2012年度報告書: 19-34.
- 溝口佑爾, 2014, 「情報化社会における災害ボランティアの多様性 — 被災写真救済活動を事例として」『災後の社会学 No.2』震災科研プロジェクト2013年度報告書: 42-57.
- 溝口佑爾, 2015, 「災害ボランティアと公的機関とのパートナーシップ再考 — 宮城県山元町における被災写真救済活動を事例として」『災後の社会学 No.3』震災科研プロジェクト2014年度報告書.
- 溝口佑爾, 2016, 「災害ボランティアにおける階層と社会参加の多様性」『災後の社会学 No. 4』震災科研プロジェクト2015年度報告書: 39-49.
- 溝口佑爾, 2020, 「被災写真救済活動に関する論文のレビュー(1) — 2007年から2013年まで」関西大学『社会学部紀要』51(2): 71-90.
- 宮前良平・渥美公秀, 2017, 「被災写真返却活動における第2の喪失についての実践研究」『実験社会心理学研究』56(2): 122-136.
- 宮前良平・渥美公秀, 2018, 「被災写真返却活動における『語りえないこと』の回復」『実験社会心理学研究』58(1): 29-44.
- 宮前良平, 2019, 「〈不在〉の写真を見る／撮る」『災害と共生』3(1): 25-38.
- Miyamae, Ryohei and Tomohide Atsumi, 2020, "The Picturescue Movement: Restoring Photographs Following the 2011 Tsunami in Japan", *Disasters*, 44(1): 85-102.
- 宮前良平, 2020, 「写真を洗う指」『未来共創』7: 332-335.
- Nakamura Fuyubi, 2012, "Memory in the Debris: The 3/11 Great East Japan Earthquake and Tsunami." *Anthropology Today*, 28(3): 20-23.
- 日本写真学会, 2011, 「水害被災写真の救済に関するガイドライン」
https://www.spj.jp/wp-content/uploads/2019/03/SPIJ_Guideline_No1-1.pdf (2020年11月19日取得)
- RD3 プロジェクト, 2016, 『被災写真救済の手引き — 津波・洪水などで水損した写真への対応マニュアル』国書刊行会.
- 柴田邦臣・吉田寛・服部哲・松本早野香, 2014, 『『思い出』をつなぐネットワーク — 日本社会情報学会・災害情報支援チームの挑戦』昭和堂.
- 白岩洋子, 2011, 「東日本大震災津波によって被災した写真に関する報告」『日本写真学会誌』74(4): 176-180.
- Shiraiwa, Yoko, 2013, "Rescuing tsunami-damaged photographs in Japan," *Journal of the Institute of Conservation*, 36(2): 195-203.
- 白岩洋子, 2014, 「写真修復技術と震災における被災写真の救済」『日本画像学会誌』210(53) No.4: 34-39.
- Shiraiwa, Yoko, Takako Yamaguchi and Hideo Arai, 2015, "Examination of an Antifungal Agent for Use on Photographs," *Topics in Photographic Preservation*, 16: 8-16.
- 白岩洋子, 2018, 「保存修復 — 写真の場合」『オレオサイエンス』18(10): 499-505.
- Solnit, Rebecca, 2009, *A Paradise Built in Hell: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster*. (= 高月園子訳, 2010, 『災害ユートピア — なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』亜紀書房.)
- 総務省, 2014, 「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン 第2章 被災資料の応急措置、

- 修復、保存について」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000225128.pdf (2020年11月19日取得)
- 菅磨志保・山下祐介・渥美 公秀編著『災害ボランティア論入門』弘文堂.
- 鈴木広, 1987, 「ボランティア的行為における“K”パターンについて——福祉社会学的例解の素描」『哲
學年報』46: 13-32.
- 鈴木隆史, 2010, 「水害を受けた写真の救済と保存処理法」『日本写真学会誌』73(3): 180-184.
- 諏訪清仁, 2017, 「学校で災害を語り継ぐこと——〈戸惑い〉と向き合う教育の可能性」山名淳・矢野智司
編著『災害と厄災の記憶を伝える——教育学は何ができるのか』勁草書房, 199-227.
- 高森順子・溝口佑爾・岡部美香, 2018, 「『災害アーカイブ』とはなにか——関西災害アーカイブ研究会の
一年」『復興』21(8) No.3: 25-35.
- Toffler, A., 1980, *The Third Wave*. New York: William Morrow and Company. Inc. (= 鈴木健次、桜井
元雄他訳, 1980, 『第三の波』日本放送出版協会.)
- 谷口光子, 2017, 「デジタル技術の普及とインターネット・コミュニケーションの進展のもたらした芸術、
文化の変容——プロシューマー型文化の拡大」日本大学大学院芸術学研究科博士後期課程芸術学専攻
平成28年度学位請求論文.
- 山内利秋, 2007, 「台風被害にあった写真資料の保存と修復について」『文化財情報学研究』4: 123-128.

—2021.2.8受稿—